平成３０年（フ）第２０号
石川県加賀市若葉台206番地、従前の住所石川県白山市美川神幸町タ130番地１　レジデンス・アクアⅡ―203号室
債務者　北村　耕祐
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８号
北海道新冠郡新冠町字本町45番地の27
債務者　葛西　利香
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
秋田県にかほ市象潟町字５丁目塩越76番地12
債務者　原田　康弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第１８号
群馬県みどり市大間々町塩原611番地　塩原下ノ台団地11―31号
債務者　小暮　記代
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第４８号
新潟市南区鷲ノ木新田2157番地７
債務者　中原　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４９号
新潟市西区五十嵐中島５丁目３番５号　木山荘105
債務者　中原　秋夫
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
新潟市西区坂井砂山１丁目２番30号　ダイアパレス道上山309号
債務者　石川加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
富山県高岡市宝町４番１号、住民票上の住所富山県氷見市窪3283番地48
債務者　山本　暁美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２２号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目175番地１コーポ菊翠307号室　（従前の住所）石川県加賀市山代温泉神明町39番地１　コーポサンライズ202号室　（従前の住所）　石川県加賀市山田町ラ69番地１
債務者　高橋絵里子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１７号
福井市二の宮３―16―15　フラッツ二の宮302、住民票上の住所福井県敦賀市新和町１丁目７番１―209号　サンブリエ和久野１号
債務者　川嶋　智美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
福井県小浜市南川町16番８号　バリュージュ・リバータウンＢ101
債務者　畠中ゆかり
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第４２号
三重県鈴鹿市竹野２丁目７番17号　コーポクオンＢ―２
債務者　久保　恵庸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２８号
滋賀県彦根市松原２丁目３番22号
債務者　森野　浩美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目22番７号
債務者　跡部　康彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１１号
兵庫県芦屋市高浜町８番３―423号
債務者　長峰　和則
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３０号
兵庫県尼崎市塚口町４丁目27番地の２　ローレルコート塚口町103号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係